

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 役員選任規則

(目的)

第1条 公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）は定款第26条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、この役員選任規則（以下「本規則」という）を定める。

(役員構成)

第2条 入居者保護並びに本協会の透明性及び公平性を高める観点から、役員構成は、次の通りとする。

(1) 理事は、入居者代表、消費者代表、有識者、及び経験者（協会正会員である事業主体を離職して1年以上経過した者）から選任された理事（以下「非事業者理事」という。）、及び協会正会員の中から選任された正会員の役員（以下「事業者理事」という。）をもって構成し、非事業者理事数は定款に定める理事定数の半数（8名以上10名以内）とするものとする。

(2) 事業者理事は、全国立候補により選任された理事3名以内（以下「立候補理事」という。）及び地域からの推薦により選任された理事7名以内（以下「地域理事」という。）から構成されるものとする。

(3) 監事は、入居者代表、有識者、公認会計士から、3名以内で選任するものとする。ただし、公認会計士においては、選任時より起算して過去4年間、協会会員の役員であった者、及び協会会員の監査又は税務に係る業務に携わった者であってはならない。

2 前項の役員は、役員選任日時点において満80歳未満でなければならない。また、任期中に満80歳となった者は、当該任期満了日までの間に限り、役員を継続できるものとする。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は5名以内とし、そのうち1名を選挙管理委員長（以下「委員長」という。）とする。

2 委員、及び委員長は理事会が選任する。

3 委員は役員候補者になることができない。

4 委員は、選挙に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(選挙事務の管理)

第4条 本規則において、役員選任に関する事務は委員会が行うものとする。

2 委員会事務局（以下「事務局」という。）は、委員長の指示のもとに、選挙に関する事務手続きを行う。

3 前項の事務局担当者は、委員長が委員会の決議を経て本協会事務局職員の中から任命する。

4 委員会は、第2条第1項第2号に定める全国立候補理事候補者、及び地域ごとの候補者の、選出業務の管理を行う。

(役員選任の告示)

第5条 委員会は、役員選任総会（以下「総会」という。）において役員選任を行う旨を同総会の45日前までに告示しなければならない。

2 前項の告示は協会正会員に対し、書面により行うものとする。

(立候補理事の候補者)

第6条 立候補理事に立候補する者（以下、この条において「候補者」という。）は、総会の2

0日前までに委員会に書面によりその旨を届け出なければならない。なお、候補者は、1正会員につき1名に限るものとし、正会員が協同設置者の場合には、その代表事業者の役員1名に限るものとする。

2 委員会は、総会の15日前までに立候補者名を協会正会員に対し、書面により通知しなければならない。当該書面に記載する候補者に関する事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 年齢
- ③ 職歴
- ④ 所属する事業主体名、及び役職名
- ⑤ 立候補の動機・理由

3 候補者は、委員会への届け出後、協会の倫理綱領を遵守して、選挙活動を行うものとする。

4 候補者は、地域理事候補者を兼ねることはできない。

5 候補者が本規程に反する場合には、当該立候補を無効とすることができる。

(地域理事の候補者)

第7条 地域及び地域理事の定数は、複数ホーム事業者は法人所在地とし、単一ホーム事業者はホーム所在地とし、当該地域における活動等を勘案し、別表に定める。ただし、地域及び地域理事の定数は必要があれば見直しを行うものとする。なお、地域理事の候補者は、1正会員につき1名に限るものとし、正会員が協同設置者の場合には、その代表事業者の役員1名に限るものとする。

2 地域理事候補者の選出方法は、各地域で定めるものとする。

3 各地域が選出する地域理事候補者数は、第1項に定める当該地域の理事定数を超えて選出することはできない。

4 各地域は選出した地域理事候補者を委員会に対し総会の20日前までに書面により届け出なければならない。

5 委員会は、総会の15日前までに、協会正会員に対し地域理事候補者を書面により通知しなければならない。当該書面に記載する候補者に関する事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 年齢
- ③ 職歴
- ④ 所属する事業主体名、及び役職名

(非事業者理事及び監事候補者)

第8条 非事業者理事及び監事の候補者は、理事会において決定するものとする。

2 理事会は委員会に、非事業者理事及び監事の候補者を総会の20日前までに書面により届け出なければならない。

3 委員会は、総会の15日前までに、協会正会員に対し非事業者理事候補者及び監事候補者を書面により通知しなければならない。当該書面に記載する候補者に関する事項は第7条第5項の規定による。

(地域理事及び非事業者理事の選任の方法)

第9条 地域理事の選任は第7条第5項の通知に係る各候補者につき、また非事業者理事の選任は第8条第3項の通知に係る候補者につき、各別に総会において定款第22条に定める決議により行うものとする。

2 前項により選任されなかった地域理事及び非事業者理事については欠員とする。

(立候補理事の選任の方法)

- 第10条 立候補者が3名以内の場合は、各立候補者につき、各別に総会において定款第22条に定める決議による選任を行うものとする。
- 2 立候補者が4名以上の場合、立候補理事の選任は、第6条第2項の通知に係る候補者につき総会において3名連記の記名投票とし、定款第22条に定める決議により行い、過半数に達した上位3名とする。
- 3 前項による投票の結果、過半数に達した得票同数者がいるため上位者を決定できないときは、当該得票同数者につき直ちに当該総会において再投票を行い立候補理事を選任するものとし、これについては前項の定めるところによるものとする。
- 4 第2項による投票の結果、得票数が過半数に達した者が3名に満たないときは、過半数に達しない上位得票者(得票同数者がいるときは、その者を含む)につき直ちに当該総会において再投票を行い立候補理事を選任するものとする。
- 5 第1項から第4項までの規定により選任されなかった立候補理事については欠員とする。

(監事の選任の方法)

- 第11条 監事の選任については、第9条を準用する。

(役員の再任)

- 第12条 事業者理事の再任は、連続4期までとする。

(規則の改廃)

- 第13条 本規則の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日以後、最初に実施される役員選任選挙から適用する。
- 2 前項の登記の日における役員には、平成24年6月28日時点における社団法人全国有料老人ホーム協会の役員が就任する。
- 3 附則第2項に基づいて就任した事業者理事については、平成25年4月1日から開始する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までを第1期として第13条を適用する。
- 4 本規則の改正は、平成27年6月18日から適用する。
- 5 本規則の改正は、平成27年8月6日から適用する。
- 6 本規則の改正は、2020年8月20日から施行する。